

様式第4号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和 8年 4月10日

盛岡市議会議長
櫻 裕子 様

議員氏名 神 部 伸 也

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により令和7年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支 出	調査研究費	12,072 円	会派行政視察宿泊費・交通費
	研修費	20,000 円	令和7年度市政調査会拠出金及び臨時研修会参加費 (2件)
	広報費	314,771 円	市政報告に係る広報印刷費・新聞折込代
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	円	
	人件費	円	
	事務所費	253,157 円	事務所家賃(11か月分)
	支出合計 ②	600,000 円	
差引残余 ①-②	0 円		

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和7年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
R7.4.10	政務活動費交付金	300,000											
R7.4.23	事務所家賃(5月分)		25,000										25,000
R7.5.9	会派視察宿泊費		9,900	9,900									
R7.5.9	市政報告に係る広報印刷費(4月発行)		57,420			57,420							
R7.5.12	市政報告に係る広報折込代(4月発行)		46,701			46,701							
R7.5.20	会派視察交通費		1,962	1,962									
R7.5.21	会派視察交通費		210	210									
R7.5.23	事務所家賃(6月分)		25,000										25,000
R7.6.24	事務所家賃(7月分)		25,000										25,000
R7.7.23	事務所家賃(8月分)		25,000										25,000
R7.8.15	市政調査会臨時研修会参加費		7,000		7,000								
R7.8.27	事務所家賃(9月分)		25,000										25,000
R7.9.24	事務所家賃(10月分)		25,000										25,000
R7.10.10	政務活動費交付金	300,000											
R7.10.16	市政調査会臨時研修会参加費		6,000		6,000								
R7.10.31	市政報告に係る広報印刷費(10月発行)		58,905			58,905							
R7.10.31	市政報告に係る広報折込代(10月発行)		46,420			46,420							
R7.11.10	事務所家賃(11月分)		25,000										25,000
R7.11.21	事務所家賃(12月分)		25,000										25,000
R7.12.24	事務所家賃(1月分)		25,000										25,000
R8.1.16	令和7年度市政調査会拠出金		7,000		7,000								
R8.1.26	事務所家賃(2月分)		25,000										25,000
R8.2.12	市政報告に係る広報印刷費(1月発行)		58,905			58,905							

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和7年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
R8.2.12	市政報告に係る広報折込代(1月発行)		46,420			46,420							
R8.2.27	事務所家賃(3月分)		3,157										3,157
	経費小計			12,072	20,000	314,771							253,157
	合計額	600,000	600,000	差引残余額						0			

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 5. 9	9,900 円	会派行政視察宿泊費	
R7. 5. 20	1,962 円	会派行政視察交通費	
R7. 5. 21	210 円	会派行政視察交通費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	12,072 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.5.9
------	-------	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	9,900	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	9,900	円
【支払概要】 会派行政視察宿泊費 (令和7年5月20~21日) 山形市、酒田市 ●宿泊費 (1泊) 9,900円		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

0003581

神部 伸也 様

令和7年5月9日

金額 ¥9900

但し 500 山形・宿泊費
上記の金額を領収致しました

申込金 _____ 円 / 収受
 旅行費用 _____ 円 / 収受
 その他費用 _____ 円 / 収受
 合 計 _____ 円 / 収受



ワット観光

本社営業所 岩手県盛岡市本町通1丁目10番9号
 TEL (019) 626-0810

NO. 7675

請求書

2025年5月7日

登録番号:T4400001004393

日本共産党盛岡市議団
神部 伸也 様

岩手県知事登録旅行業第3-176号
全国旅行業協会会員

ワット観光株式会社

〒020-0015

岩手県盛岡市本町

TEL 019-626-0810

FAX 019-653-4810

担当者

下記金額、ご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 9,900

ツアー名: 山形視察宿泊・1泊2日

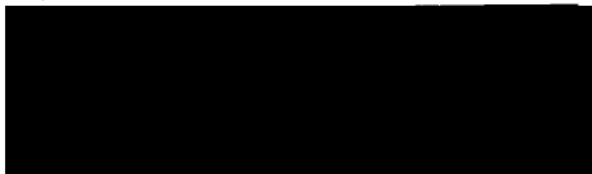
期間: 2025/05/20(火)~05/21(水)

費用明細	数量	単価	金額	記事
宿泊費	1	9,900	9,900	ホテルルートイン酒田 (S・DBL/朝食付き)
合計金額			9,900	(消費税 10%)

※は軽減税率対象品目

税率	対象金額(税込)	うち消費税	うち消費税合計額
10%	9,900	900	900
8%	0	0	
非課税 不課税	0	—	

*お振込みは下記の口座にお願い申し上げます。



*お支払い期日 / 2025年5月16日 (金)

*恐れ入りますが振込手数料は貴社のご負担にてお願い致します。

日本共産党盛岡市議団 会派視察 日程表

<山形市、酒田市>

5月20日(火)

盛岡市内(8:30)——(自家用車)——(12:00)山形市内
山形市内(12:00)——(自家用車)——(12:15)昼食会場
《昼食 山形市役所付近》
昼食会場(13:15)——(自家用車)——(13:25)山形市役所

山形市様 視察(13:30~15:00)

◆聴こえくつきり事業について

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号 電話番号:023-641-1212(代表)

山形市役所(15:00)——(自家用車)——(17:00)宿泊場所

《宿泊》

ホテルルートイン酒田

〒998-0851 山形県酒田市東大町1丁目48-12

電話:0234-21-3301 FAX:0234-21-3302

5月21日(水)

宿泊場所(11:00)——(自家用車)——(11:30)昼食会場
《昼食 酒田市役所付近》
昼食会場(13:15)——(自家用車)——(13:25)酒田市役所

酒田市様 視察(13:30~15:00)

◆空き家対策について

①「空家等管理活用支援法人」の指定について

②「空き家等ネットワーク協議会」について

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号 電話番号:0234-22-5111(代表)

酒田市役所(15:00)——(自家用車)——(19:00)盛岡市内

視察等概要書

議員氏名 神部 伸也

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	令和7年 5月20日
参加者	神部伸也、高橋和夫、鈴木努、三田村亜美子
視察先および 調査項目	山形市「聴こえくつきり事業」
視察の概要 および所感	<p>山形市の「聴こえくつきり事業」は、65歳以上の高齢者を対象に聴こえのフレイルの予防並びに早期発見・早期対応を行うことにより、「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで、高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目的に、令和4年から本格的に事業が進められています。本事業の特徴としては補聴器購入費への補助だけでなく、①普及啓発、②早期発見、③早期対応、④フォローアップ、⑤データ分析の5つの要素をパッケージ化して好循環により改善を図りながら事業に取り組まれています。普及啓発の取組では、市と地域包括支援センターが主催し「耳からの健康講座」を実施し、聴、こえのフレイルが心身の機能に与える影響やその対策、専門医への受診による早期発見の重要性など、市民の理解を深める取組みがされており、高齢者に限らず聴こえのフレイルについての理解を深めてもらうため、啓発リーフレットを作成し、子どもから大人まであらゆる世代から手に取ってもらえる場所や医療機関、公民館等へ設置されておりました。また、早期発見の取組では、「耳からの健康講座」を実施した後にアプリを活用した語音聴力チェックの実施が行われ、一定基準該当した方に対する補聴器相談医の紹介、言語聴覚士による受診勧奨や個別相談が実施されています。事業予算については、「保険者強化推進支援金及び介護保険者努力支援交付金」が当てられ総事業費は約900万円で実施されており、そのうち補聴器購入補助事業は約400万円となっています。</p>
【添付資料】	

視察等概要書

議員氏名 神部伸也

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	令和7年5月21日
参加者	高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子
視察先および調査項目	山形県酒田市 空き家対策について
視察の概要および所感	<ul style="list-style-type: none">・ 空き家所有者のための啓発パンフレットを固定資産税納税通知書に同封して郵送している。また、不動産関連協会、建設業協会、司法書士会、金融協会、行政書士会、土地家屋調査士会、空家等管理活用支援法人、酒田市、で構成する空き家等ネットワーク協議会を設立し、年3回の空き家等に関する無料相談会、平日の無料電話相談などを実施しており、相談内容に応じて適切なアドバイスを行っている。・ 相続放棄などで相続人が存在しない危険老朽空き家については、民法第952条第1項の規定により、市が市税未納などの利害関係人となり、家庭裁判所へ相続財産清算人選任の申立てを実施し、専任された弁護士等の清算人による清算手続きをもって問題解決を図っている。・ 移住政策、人口減少対策との連携が図られており、空き家の購入費だけでなく、改修や片付け経費も補助。住宅総合支援事業として空き家の解体工事への補助も行っている。・ 空き家問題に関心の高い市民と共に課題解決に取り組んでおり、市民協働による空き家対策は本市でも重要と感じた。
【添付資料】	

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.5.20
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,850	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	4分の1	
政務活動費支出金額	1,962	円

<p>【支払概要】</p> <p>会派行政視察交通費 (令和7年5月20)</p> <p>山形市、酒田市</p> <p>●交通費 (高速料金) 5件分</p> <p>(額面金額を、視察参加者4人で按分した)</p> <p>※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。</p>		
--	--	--

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 山形蔵王

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日11時28分

車種 普通

通行料金 ¥5,500-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 盛岡南

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号202-00530841-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 西川本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時00分

車種 普通

通行料金 ¥1,300-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 山形中央

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号209-00071524-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 湯殿山

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時31分

車種 普通

通行料金 ¥210-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4902-02-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鶴岡本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時48分

車種 普通

通行料金 ¥630-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4910-10-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 酒田

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日17時01分

車種 普通

通行料金 ¥210-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4814-03-00

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.5.21
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	840	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	4分の1	
政務活動費支出金額	210	円

<p>【支払概要】</p> <p>会派行政視察交通費 (令和7年5月21日)</p> <p>山形市、酒田市</p> <p>●交通費 (高速料金) 1件分</p> <p>(額面金額を、視察参加者4人で按分した)</p> <p>※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。</p>		
---	--	--

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

の
り
し
ろ

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 協和

NEXCO東日本お客さまセンター

0570-024-024

または

03-5308-2424

25年 5月21日 17時12分

車種 普通

通行料金 ￥840-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 秋田空港本線

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号202-00571703-00

様式第 6 号

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 8. 15	7,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R7. 10. 16	6,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R8. 1. 16	7,000 円	令和 7 年度市政調査会拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	20,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.8.15
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】

市政調査会臨時研修会参加費

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

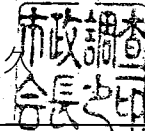
神 部 伸 也 様

一金 7,000 円 也

令和7年度市政調査会臨時研修会（ファシリテーション研修）参加費として、上記のとおり受領しました。

令和7年8月15日

盛岡市市政調査会 会長 竹 田 浩




政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7. 10. 16
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	6,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	6,000	円

【支払概要】
市政調査会臨時研修会参加費

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書
神 部 伸 也 様
— 金 6,000 円 也
令和7年度市政調査会臨時研修会 (盛岡市・宮古市議会議員交流会) 研修 会参加費として、上記のとおり受領しました。
令和7年10月16日
盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸


┌ ─ ─ ─ ┐

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R8. 1. 16
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】

令和7年度市政調査会拠出金

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

神部 伸也 様

一金 7,000円 也

令和7年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和8年1月16日

盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸



様式第6号

政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 5. 9	57,420 円	市政報告に係る広報印刷費（4月発行）	
R7. 5. 12	46,701 円	市政報告に係る広報折込代（4月発行）	
R7. 10. 31	58,905 円	市政報告に係る広報印刷費（10月発行）	
R7. 10. 31	46,420 円	市政報告に係る広報折込代（10月発行）	
R8. 2. 12	58,905 円	市政報告に係る広報印刷費（1月発行）	
R8. 2. 12	46,420 円	市政報告に係る広報折込代（1月発行）	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	314,771 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.5.9
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	287,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	57,420	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (4月発行)
 @4.5円×58,000枚+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

領収書

No. 014260



日本共産党 盛岡市議団 様



金額 4287100*

但盛岡市議団報告No.350印刷代として
上記の金額正に領収しました。

税抜金額 261,000 円
消費税額 26,100 円(10%)

金種 現金 小切手 振込 手形 相殺

 **河北印刷株式会社**
〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 16-4000-0100-0449

2025年 5月9日 振替印

※扱者印なきものは無効といたします。

日本共産党 盛岡市議団報告

No.350-2025spring

発行:日本共産党盛岡市議団
盛岡市本町1-2-3 TEL019-656-0578



庄子春治 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子

この広報紙は政治活動費で発行しています。市政へのご意見・ご要望をお寄せ下さい。

市民要求の反映とともに、「痛み」が伴う予算…2025年度から、内館茂市長のもとで策定された新たな総合計画(10年間)がスタートします。予算には市民要求が反映されるとともに、「福祉の後退」も盛り込まれました。日本共産党市議団は、一般質問や予算審査で、市民要求実現に向けて積極的に提案するとともに、福祉切り捨てに厳しく反対しました。

「ヤングケアラー」 実態調査を実施!

「ヤングケアラー」を早期に発見し、支援に繋げるため、市内の小学5・6年生と中学2年生などを対象にアンケート調査が実施されます。2024年6月議会で党市議団は、国の法改正によって自治体の支援強化が求められていることや、苫小牧市のヤングケアラー支援条例など紹介し支援強化を求めています。市は理解や気づきを促すとともに、相談窓口の周知も行うとしています。

地区活動センター 老人福祉センターに エアコン設置!

地区活動センター(中野、山岸、仁王、松園、緑が丘、本宮、湯沢)と、老人福祉センター(津志田、北厨川、川目、築川、緑が丘、上堂)のエアコンが未設置となっている全室にエアコンを設置する予算が計上されました。2024年6月議会で党市議団が未設置となっている施設全体への設置を求め、市は「2か年で整備したい」と答えていましたが、前倒しで設置されることになりました。

非核平和都市宣言事業、 被団協と共催!

昨年12月に、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が「ノーベル平和賞」を受賞しました。市は被団協と共催で8月6～9日に中央公民館を会場として、原爆死没者追悼式をはじめ被爆体験を語る会や原爆パネル展などを実施する予定です。党市議団は、予算要望や質問等を通じ、広島・長崎に原爆が投下されて80年を迎えるにあたり、「非核平和都市宣言」のまちとして被爆80年にふさわしい記念行事を企画するよう求めています。

住民福祉の後退も…

BAD

☑成人検診の新たな自己負担…

成人検診で自己負担を引き上げ。さらに、これまで免除だった「70歳以上」「65歳以上で『後期高齢者被保険者証』所持」が対象外に。例えば、胃がん検診の場合、集団検診で1,900円、個別検診で胃カメラ検査の場合4,400円の自己負担が発生。

☑予防接種の自己負担引上げ…

高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担が1,500円から2,600円に。

…他にも、ボランティア保険助成が廃止され、「子ども食堂」への運営費補助、地域事業補助金などが削減。

議会論戦でチェンジ!

☑患者輸送バスの削減を周知…

市は盛岡市内(玉山地域をのぞく)を週1回運行していた患者輸送バスの運行回数を7月から月2回に減便するとして利用者等に周知していました。この対応には党市議団のほか他会派の議員からも疑問視する質問が相次ぎました。3月定例会中の質疑等を通じ、「現在の運行の継続について検討する」などの前向きな答弁を引き出しました。

☑ **運行の削減、見直しへ!**

「チェンジ」は
どうあらわれたのか?

前進!!党市議団の提案も。

GOOD

☑不登校対策、拡大!

児童生徒の学校以外の「居場所」づくりが拡大されます。(2面も参照ください)

☑産後ケアに「宿泊型」追加!

産後ケアを必要とする産婦等に対し、これまでの「訪問型」「デイサービス型」に加えて「宿泊型」が実施されます。実施時期は、年度途中からの予定です。

☑公共交通空白地対策!

公共交通不便地域での地域内交通の試験運行が実施されます。

☑犯罪被害者等支援!

「盛岡市犯罪被害者等支援条例」が制定されました。犯罪被害者への総合支援窓口設置とともに、経済的負担の軽減や住居の安定を図る支援などが行われます。

☑重度心身障害者医療費給付対象への追加!

精神障害者保健福祉手帳1級保持者も対象となります。党市議団は、この間、一般質問などで繰り返し求めてきました。しかし…

☑中度障がい者・寡婦等医療費助成削減…

中度障がい者医療費給付事業で、3級障がい者に所得制限(約450人が助成対象外に)、寡婦等医療費給付事業は廃止(約1,000人が対象外に)。

BAD



子育て負担軽減策 さらなる前進を

市長挨拶で子ども、若者への支援で「経済的負担の軽減に取り組む」と述べられたことに対し、「18歳までの医療費の完全無償化をはじめ、保育料の完全無償化、放課後児童クラブ利用料の軽減など、「ぜひ今任期中には何かしらの前進が図られるよう取組の強化を」と求めました。内館市長は「多額の財源が必要となる」「全国市長会などを通じて「引き続き国に要望する」と述べるにとどまりました。



公立保育所は存続を！ 保育制度の問題を指摘

第5次公立保育所民営化実施計画で、あふたで、さくらがおか保育園の民営化計画が示されました。在園児受入（統合）方式という全国で例のない民営化の手法であり、現場の職員や保護者の意向を反映させるよう求めました。また、「子ども誰でも通園制度」の実施で懸念される子どもの安全確保や保育の役割について、市の認識を質しました。市は国よりも厳しい基準を設け、子どもの育ちを支援するとしています。



玉山地域患者輸送バス 運行の改善を

玉山地域の患者輸送バスは、各地区で週1回の運行ですが、「1日に2方向のため、どちらが1方向しか利用できません。利用者からの「1日2方向ではなく、「1日1方向で週2回に」との要望を紹介し、改善を求めました。玉山総合事務所長は「医療機関への通院が不便な地域にお住いの皆様のお声をお聞きしながら、より利用しやすい運行となるよう検討する」と答えました。



中学校給食未実施校 支援のありがた検討を

国は、小学校の給食費無償化について令和8年度の実現を目指し、中学校についても出来る限り早やかに実現していくとしています。市では給食が未実施の中学校が10校残されていることから、無償化が実施された場合にその恩恵が受けられない方々に対する支援について検討するよう求めました。教育部長は「国の検討状況も踏まえた上で、支援の在り方について検討していく」と答えました。

3月定例会 反対した議案

- ☑令和7年度一般会計予算...**
 前向きな取組もある一方、地方自治体の基本的な役割である「市民の命と健康を守る分野」に踏み込んで削減する内容も。厳しい財政状況だとしても、この間の事業の成果や課題、今後の在り方についての総合的な検討、市民への影響について深く検討する必要があります。
 また、財政が厳しいと福祉を削る一方で、総額60億円の道路整備を予算化した「盛岡南地区物流拠点整備事業」や、施設建設単価が2倍に跳ね上がっている大型ごみ処理施設建設などを進める「ごみ処理広域化計画」の凍結と見直しが必要です。
- ☑令和7年度後期高齢者医療費特別会計予算...**
 10月から一定所得がある方の自己負担(上限)が、外来で最大1万3千円増。年齢で区切り、2年毎の保険料改定で際限なく保険料が引き上げられる差別制度であることから反対しました。
- ☑令和7年度下水道事業会計予算...**
 4月から下水道料金が上がることから反対。昨年の9月議会で、下水道料金の改定議案が提出され「物価高騰の折、市民生活に影響を与えることから今上げるべきでない」とのべ、低所得者への配慮や段階的な実施など求めて反対していました。
- ☑盛岡市職員定数条例の一部改正...**
 2024年度との比較で職員14人減員となり、職場の増員要望とも大きく乖離していることから反対しました。
- ☑盛岡市社会福祉法人等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例...**
 専門職の職員をしっかりと配置できるような賃金や労働環境の改善を図ることが必要と求め、反対しました。

全員登壇。全力投球。公約実現めざし、市民の声届ける。



不登校児童生徒への支援 居場所、フリースクールへの支援

不登校児童生徒が年々増加している中で、①安心して通える学校づくり、②多様な学びの場の確保、③フリースクールへの財政支援などについて質問。教育部長は「不登校児童生徒支援プランに基づいて一人一人に寄り添った対応に努める。②公民館に「ひろはまりオの「サテライト分室」を開設し「居場所」を提供する。③フリースクールとの情報交換、他の自治体等への照会等の調査を行う」と答えました。

2025年6月定例会の予定

6月6日…招集予定
6月12日、18~20日…一般質問

※日程は予定です。
※本会議は盛岡市役所本庁舎3階でとなりでも傍聴できます。インターネット中継もご視聴ください。
(詳しくは盛岡市議会ホームページをご覧ください)

日本共産党
盛岡市議団報告
No.350-2025spring

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.5.12
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	233,508	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	46,701	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」(4月発行)新聞折込代
 @4.0円×50,970枚+消費税
 @4.2円×2,000枚+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

№100130

領 収 書

日本共産党 盛岡市議会 様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	4	2	3	3	5	0	8	
内訳 税率(10%)	税抜金額		212280 円		消費税額			21228 円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、4月27日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他 ()

内 訳

- ①現金 ¥
- ②小切手 ¥ _____
- ③振込 ¥ _____
- ④相殺 ¥ _____
- その他 ¥ _____

■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・ブランチ
〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目40号
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
登録番号：T2400001000205

担当印



令和 7 年 5 月 12 日



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.10.31
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	294,525	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	58,905	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (10月発行)
 @4.5円×59,500枚+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

領収書

No. 014414



日本共産党 様



金額 4294525*

但 盛岡市議団報告印刷代として
上記の金額正に領収しました。

税抜金額	267750 円
消費税額	26775 円(10%)
金種	現金

2025年10月31日 初者印

河北印刷株式会社
〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 76-4000-0100-0449

※扱者印なきものは無効といたします。

日本共産党 盛岡市議団報告

No.351-2025autumn

発行：日本共産党盛岡市議団

盛岡市本町通2-3-6 TEL019-656-0578



庄子春治 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子

この広報紙は地務活動費で発行しています。市政へのご意見・ご要望をお寄せ下さい。

議員・市長の 任期折り返し 問われる姿勢……

25年9月定例会は議員・市長の4年の任期の折り返し地点。これまでの到達点、残る任期にどう取り組むのかが問われる節目の議会でもあります。今議会を通じて、市長の政治姿勢に対する疑問・問題点が浮き彫りとなりました。

【公約達成の進捗に?】

内館市長が9月2日の定例会記者会見で、「公約95事業のうち67件について事業化されている」と表明しました。市長が選挙で公約した「学校給食費の無償化」や「市独自の返済のいない奨学金制度」「高齢者1000円バス」「保育士の配置基準+1」など市民から期待が寄せられた公約の具体化がいまだ見えない状況のもと、「公約95事業、事業化された67事業は何か」(庄子春治議員/一般質問)等の問いに、「具体的事業については、後で整理してお知らせする」などとして、具体的な中身は示されませんでした。

【敬老バスの削減と有料化の動き…関係者の声を聞いて】
一方、市は、これまで老人クラブなどが研修会やレクリエーションのために「年2回、無料が活用していた敬老バス」を、来年度から「年1回、2万5千円から3万3千円の有料にしたい意向を示しました。老人クラブにとって大事な事業。一方的に決めず関係者の声を聞いて決めるように」(庄子議員/議案質疑)と求めました。(下段記事参照)



【災害対策本部欠席の責任は重大】

また、定例会中の報道により、8月20日に盛岡市が設置した災害対策本部に本部長である市長が出席せず、翌朝まで連絡が取れなかった問題が発覚しました。市長の災害への認識、自らの責務についての認識は(三田村亜美子議員/議案質疑)など、市長の姿勢を質す質問、討論が相次ぎ、党市議団は、具体的な反省と今後の危機管理体制の改善を求めました。

市が「経営改善計画」…事務事業みなおして60億円ねん出

令和6年度の一般会計決算では、実質単年度収支で16億5358万9千円の赤字でした。赤字は令和4年度から3年連続。市はこうした財政状況から「自治体経営改善計画」に取り組むとして、令和7年度から住民サービスの削減に取り組みはじめ、令和8年度以降さらに事業の見直しを行うとしています。

党市議団の提言

「住民の福祉増進」(地方自治法)を踏まえて

日本共産党盛岡市議団は、9月議会の決算に対する意見で、厳しい財政状況に応じた事務事業の見直しは必要ではあるが、自治体経営改善計画の在り方については、住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の役割を果たすことを踏まえたうえで取り組むべきだとして、次の提案をしました。

①今日の物価高騰の下、市民生活が厳しくなっているもどで市がさらに市民生活を悪化させる負担増は避けること。

②受益者負担の適正化の名で、事業の縮小や補助金削減を行おうとする場合、そのことがもたらす市民生活への影響に配慮し、関係団体や市民の意見を聞き、合意を得て進めること。

③住民サービスを削ってまであえて基金への積み立て(貯金)を増やす必要はなく、計画全体を見直すこと。

市の「自治体経営改善計画」では

令和7年度から

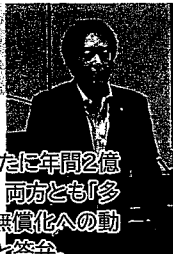
- ▼3級障がい者、寡婦等医療費助成事業の縮小・廃止
- ▼高齢者の検診有料化(胃カメラで新たに4400円自己負担)
- ▼高齢者インフルエンザ接種料金1100円引き上げ など

令和8年度から

- ▼令和8~9年度で前年比5億円の事業費を削減し5年間で60億円ねん出
- ▼60億円の使途→ごみ処理場、学校給食センターの整備費用に40億円。財政調整基金に20億円積み立てる。
- ▼そのために
受益者負担見直し(市民負担増)などに取り組む。

【8年度から計画されている縮小・廃止事業の例】

見直し対象事業の内容	削減額(事業費)単位:円
地域活動バス「せきれい」の運行	509,000
敬老バス運行業務委託料	5,000,000
高齢者等への配食サービス事業	3,620,000
都南地区保健センターの廃止	1,039,000
放課後児童クラブの低所得者等の利用料助成	調整中
保育所等への副食費助成	調整中



クマ等対策、緊急銃猟の体制整備へ

鳥獣保護管理法の一部改正により、住宅地等を含む人の日常生活圏内でクマ等捕獲のための銃器使用(緊急銃猟)が可能となります。①クマが出没したら捕獲・駆除するという、これまでの対策の延長ではなく、調査・研究をもとに対策を講じるための専門的知識を有する人員が必要、②猪去地区の草刈りによる人の生活圏と里山の間に緩衝地帯を設ける取組など市民協働による対策を求めました。

ごみ処理広域化は見直しを

令和6年度の盛岡市の焼却ごみの組成分析において、「生ごみ」43.4%、「資源ごみ」22.7%、と合わせて66.1%も含まれており、そのほか「紙ごみ」が11.5%でした。少なくとも現在焼却処理しているごみの中に、分ければ「資源」となりうるものが70%前後も含まれています。

ごみ処理広域化で新たに建設する焼却炉の計画では、1日当たり378tの焼却量とする計画ですが、さらなる減量・資源化への計画がありません。当初の1トン当たり5千万円としていた建設単価はすでに1億円を超え、建設費の高騰も大きな課題になっています。

党市議団は広域化計画・施設整備計画を見直しが必要だと指摘して、一般会計決算に反対しました。

子ども子育て3つのゼロ

①子どもの医療費②保育料③小学校給食の無償化について、市長は、①新たに年間2億1,330万円が必要、②6年度の実績から推計すると年間約7億7千万円と、**両方とも「多額の財源が必要となり難しい」とのべ**、③現在、国において小学校給食費無償化への動きがあることから、国の制度化の動向を注視しつつ本市の取組を検討すると答弁。

消費税減税・物価高騰対策

25年の値上げ食品数が累計2万品目を超えることや、参議院選挙で「消費税減税」の民意が示されたこと、消費税が貧困と格差拡大に追い打ちをかけていることなど指摘し、国に消費税減税を求めるよう質しました。福祉施設等への食材費補助(※)の下半期分の予算化を求めました。(※学校給食費の食材費補助は、2025年度末分まで予算化済み)

病院・医療

医療資材や賃上げなどによって、2024年6月の診療報酬改定後、経常利益が赤字となった病院は全国で61%にのぼり、盛岡市立病院の令和6年度決算も約11億6000万円の赤字となっています。地域医療を守るために国に対し提言を行うよう求めました。

下水道安全対策

八潮市の道路陥没事故や行田市の作業員の事故を受け、インフラ施設の中でも特に危険を伴う下水道管内の調査に水上ドローンを活用できないか提案。上下水道部長は、「水上ドローンの活用については管径や水深が一定以上必要で、本市に該当箇所が少なく採用に至っていないが、事故の未然防止に取り組むため、自動式カメラ等使用環境に応じたDX技術の導入検討を進めている」と答弁。

QRコードから、9月定例会本会議の質疑等をご覧ください。



「多文化共生」…排外主義への危機感

「多文化共生」というキーワード。先の参院選を通じて外国人の存在が国民の暮らしを脅かす存在であるかのような言説が広がり、今定例会では「地域に差別と分断を持ち込まないために、行政としてどう取り組むのか」(三田村議員/一般質問)など、排外主義と対決する姿勢が広がりました。

国民の暮らしの困難の原因は外国人にあるのではなく、まさに国の政治そのものにあります。今年7月の全国知事会の提言にある通り、自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」です。

党市議団は、外国人に対する施策の中で今必要なことは、差別や規制ではなく、共生のための制度の充実であると指摘し、多文化共生に向けて取り組みをさらに進めることを求めました。

Q.生活保護や国民健康保険で、外国人が予算を圧迫しているって本当?

A.盛岡市で暮らす外国人の人数は、2024年度で2,104人。24年度末時点での生活保護利用者は24人で全体の0.49%と、直近5年間でほとんど変化していません。国民健康保険では、市全体の被保険者数4万6,037人(8/31時点)のうち、外国人の人数と割合は780人、1.69%で、医療費は全体の0.49%です。

「核兵器保有論」は被爆者への侮辱

先の参議院選挙で「核武装が安上がり」と主張した候補者が当選し、日本も核保有をすべきとする国会議員が増えていることに対して、被爆者団体からは「言語道断、被爆者を侮辱している」との批判の声が上がっています。このことについて市長は、庄子議員の質問に対して、盛岡市は「非核平和都市宣言」で核兵器の廃絶を強く希求していく立場にあることから残念「被爆者の発言は大変重い」と答え、「今年行った岩手県原爆死没者慰霊事業は市民の非核平和に対する意識の向上の一助となった」「今後も、非核平和都市宣言事業を継続して実施していきたい」と答えました。

議会常任委員会改選…4つの常任委員会へ、改選が行われました。

総務常任委員会/神部伸也 高橋和夫 教育福祉常任委員会/三田村亜美子 産業環境常任委員会/庄子春治 建設常任委員会/鈴木努

特別委員会設置…新たに4つの特別委員会が設置されました。

観光振興特別委員会/神部伸也 農業地域活性化特別委員会/高橋和夫 こどもいきいき特別委員会/三田村亜美子(委員長) 鈴木努 雇用対策特別委員会/庄子春治

市議団内の任務分担の変更

会派の幹事長は神部伸也議員から鈴木努議員に交代しました。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.10.31
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	232,100	円
支出按分率（※按分が必要な場合）	5分の1	
政務活動費支出金額	46,420	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」（10月発行）新聞折込代
 @4.0円×50,650枚＋消費税
 @4.2円×2,000枚＋消費税
 （会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している）
 ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

№100313

領 収 書

日本共産党 盛岡市議団 様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	¥	2	3	2	1	0	0
内訳	税率(10%)	税抜金額	21,000	円	消費税額	2,100	円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、10月26日チラシ^②折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他()

内 訳

- ①現金 ¥
- ②小切手 ¥ _____
- ③振込 ¥ _____
- ④相殺 ¥ _____
- その他 ¥ _____



令和 7 年 10 月 31 日

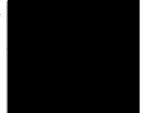
■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・ブランチ

〒020-0122 盛岡市みたげ一丁目4番10号
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
登録番号：T2400001000205



担当印



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R8. 2. 12
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	294,525	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	58,905	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (1月発行)
 @4.5円×59,500枚+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

領収書

No. 014492



日本共産党様



金額 4294525*

但盛岡市議団報告印刷代として
上記の金額正に領収しました。

税抜金額	267,750 円
消費税額	26,775 円(10%)
金種	現金
振込	振込
手形	手形
相殺	相殺

 **河北印刷株式会社**
〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 江6-4000-0100-0449

2026年2月12日
※扱者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. [REDACTED]

納品書

No. 380037

2026年 1月 22日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-4976



日本共産党 御中

担当: [REDACTED]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0010)	盛岡市議団報告	59,500	枚	4.50	267,750	
				消費税等	26,775	課税対象額 267,750
合計					¥294,525	

摘要:

--	--

3 「宿泊税」修学旅行は免除を …条例案に修正動議

東北の市では、弘前市、仙台市について3番目となる「宿泊税」を導入するための「盛岡市宿泊税条例」が提案されました。観光振興などの目的に使われる法定外目的税で、市内の宿泊施設への宿泊者に一泊200円を課税します。

党市議団は、収入のない子どもたちの教育活動に対しての課税は避けるべきだとの立場から、修学旅行などを課税免除の対象にする規定を追加する修正案を提出(賛同者に無所属2名を含む)。賛成12人で修正案は否決され、原案が可決されました。49年ぶりとなる、議案に対する本会議での修正案提出となりました。

5 各分野の市民要望・公約実現への論戦

①中小企業振興条例

高橋和夫議員は中小企業振興条例の制定について質問。市長は「全庁的な共通認識を深めながら、条例制定へ向けた取組を進めたい」と述べました。高橋議員の再質問に対し、商工労働部長は、「令和8年度には議案を上げて条例制定を進めたい」「条例制定後に、より具体的な振興計画を策定し、その中で必要な事業を盛り込む。予算については、必要があれば令和9年度予算で要求していく」と答えました。

②小中学生の文化活動、全国大会等への派遣費支援の対象拡大

高橋議員は、渋民中学校が群読劇で全国中学校総合文化祭(静岡県菊川市で開催)に出場したことを紹介し、支援を求めました。教育長は、「審査や順位付けを目的としない発表会形式であったことから、助成の対象にならなかった」「『補助金交付要領』の見直しを含め、支援のあり方の検討や財源の確保に努める」と答えました。

③ヤングケアラー

神部伸也議員はヤングケアラー実態調査の取組状況を質し、「ヤングケアラーを発見するには全児童生徒を対象にしたアンケートにすべき」と提起しました。子ども未来部長は、「子どもの声を丁寧に聞いた上で施策を考えていきたい」と答えました。神部議員は、取組を評価するとともに、「ヤングケアラー支援条例」の制定を求めました。

④公共交通不便地域での移動手段の確保

神部議員は、上田堤・緑が丘地域住民が、バスの減便により通院や買い物に不便をきたしている問題を指摘し、地域内の区間約1.1kmをバス空白の時間帯にタクシーを定時定点で走らせ、松園と市内中心部をつなぐ基幹バス路線につなぐ案を提起し、検討を求めました。建設部長は「運行形態や利用方法などについて、一度、地域の皆様とご相談させていただきたい」などと答えました。

⑤不登校対策

盛岡市における令和6年度の不登校児童生徒は704人で前年比18.5%増と全国同様過去最高となりました。庄子春治議員は、子どもたちが安心して通える学校づくりとともに、不登校児童及びその保護者への支援の在り方について質問。今年度からの新たな取組を評価し、継続充実させることを求めました。フリースクールに対する経済的支援とともに、在宅の不登校児童生徒とその保護者への支援について、教育委員会と市の福祉部門との連携で実態を把握し、計画をもって取り組むことなどを提案しました。

⑥つなぎでさんさ、通年開催を

市内の伝統さんさ保存会18団体中16団体からの協力を得て、つなぎ温泉で宿泊客を対象に伝統さんさ踊りを披露する取組が好評を博しており、保存会も出演の機会を得て技術向上にもつながる相乗効果をあげています。つなぎ温泉観光協会の要望を紹介し、来年度の事業充実を図ることを提案。市は、充実に向けて検討すると答えました。

4 クマ対策について 早急に予算化を

市内のクマの出発件数は625件(25年11月末時点)と、これまで最多だった2023年度1年間の304件の2倍を超える異常事態です。鈴木努議員は、▼保護者が送迎できない場合の登下校時における児童・生徒のタクシー等を利用した車両送迎の実施、▼狩猟者の人材確保のために市が実施している「狩猟免許取得費補助金」(事務事業の見直し対象)の継続実施と予算の拡充、▼クマの捕獲・駆除を行う鳥獣被害対策実施隊の待遇改善等、市民の安全を守るための対策やクマの捕獲体制の強化等を求めました。議会最終日の討論では、補正予算を組むなど機敏な対応が必要だったと指摘し、クマ対策の事業を早急に予算化するよう求めました。

6 発議案・請願について

「国旗損壊罪」意見書案を否決

議会最終日、発議案第11号『「日本国国旗損壊の罪」の早期制定を求める意見書について』が発議されました。神部議員が党市議団を代表し「国家の威信やそれを象徴する国旗についての尊重は、本来国民の自由な感情によって維持されるべきであり、刑罰をもって国民に強制することは国家主義を助長しかねず、表現の自由を侵害する恐れがある」と反対討論。意見書案は賛成少数で否決されました。

請願について 12月議会に提出され審査された請願の結果は次の通りです。

請願第12号 カリキュラムオーバーロードの改善を求める請願 賛成少数で不採択

請願第13号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める請願 賛成少数で不採択

請願第14号 敬老バスの運行に関する請願(回数縮小有料化を行わないこと)賛成多数で採択

請願第15号 副食費助成事業見直しについての請願 賛成全員で採択

請願第16号 放課後児童クラブ利用料補助の見直しについての請願 賛成全員で採択

請願第17号 政府に農業者所得補償(直接支払い)制度を求める請願 賛成少数で不採択

日本共産党盛岡市議団は全請願に賛成しました。

次回定例会の予定

2026年3月定例会

2月19日 本会議(招集予定)

2月27日 本会議(代表質問)

3月2日 本会議(代表質問/一般質問)

3月3日

～5日 本会議(一般質問)

3月9日 本会議(議案質疑)

3月10日

・12日 各常任委員会

3月16日

～19日 予算審査特別委員会

3月23日

・24日 各常任委員会

3月26日 本会議(最終日)

日本共産党盛岡市議団報告
No.352-2026新年号

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R8.2.12
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	232,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	46,420	円

<p>【支払概要】</p> <p>広報「市議団ニュース」(1月発行)新聞折込代 @4.0円×5,650枚+消費税 @4.2円×2,000枚+消費税 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している) ※領収書原本は、鈴木努議員の収支報告書に添付。</p>		
--	--	--

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

N0100414

領 収 書

日本共産党 盛岡市議団 様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	¥	2	3	2	1	0	0
内訳	税率(10%)	税抜金額	211,000	円	消費税額	21,100	円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、1月25日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他 ()

- 内 訳
- ①現金 ¥ 232,100-
 - ②小切手 ¥
 - ③振込 ¥
 - ④相殺 ¥
 - ⑤その他 ¥

■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・ブランチ
 〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目6番40号
 TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
 登録番号: T2400001000205



担当印



令和 8 年 2 月 12 日

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 4. 23	25,000 円	事務所家賃 (5月分)	
R7. 5. 23	25,000 円	事務所家賃 (6月分)	
R7. 6. 24	25,000 円	事務所家賃 (7月分)	
R7. 7. 23	25,000 円	事務所家賃 (8月分)	
R7. 8. 27	25,000 円	事務所家賃 (9月分)	
R7. 9. 24	25,000 円	事務所家賃 (10月分)	
R7. 11. 10	25,000 円	事務所家賃 (11月分)	
R7. 11. 21	25,000 円	事務所家賃 (12月分)	
R7. 12. 24	25,000 円	事務所家賃 (1月分)	
R8. 1. 26	25,000 円	事務所家賃 (2月分)	
R8. 2. 27	3,157 円	事務所家賃 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	253,157 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 ✓✓	支出日	R7.4.23 ✓✓
------	---------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000 ✓✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓✓	円

【支払概要】

事務所家賃 (5月分) ✓✓
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。 ✓

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

📶 📶 🔋

ログアウト

ご依頼内容の照会・取消 (振込)
 取消を行う場合は「ご依頼内容の取消確認へ」ボタンを押してください。

依頼状況

受付番号 0423001 ✓
 受付日時 2025年04月23日 08時58分

依頼内容

引落口座情報

振込先口座情報

金融機関名	
支店名	
科目	
口座番号	
受取人名	
振込金額	60,000円 ✓
引落合計金額	60,000円 ✓ (手数料0円)
指定日	指定日 04月23日 ✓
取引区分	振込 ✓
振込依頼人名	かへん ✓

☰ parasol.anser.ne.jp 🔄

< > 📄 📖 📄

政務活動費支払伝票

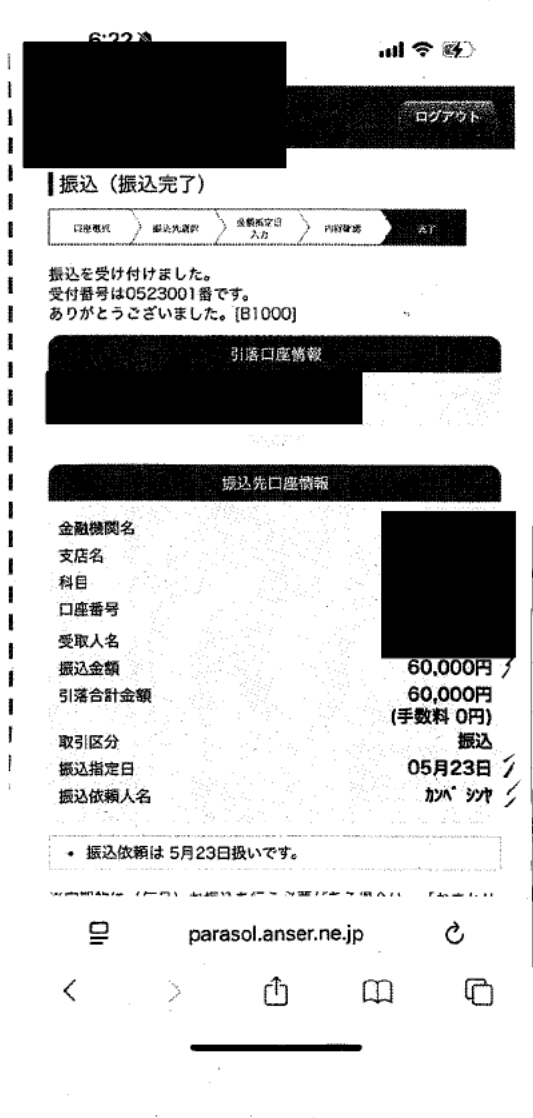
使途項目	事務所費	支出日	R7.5.23
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 (6月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄 別紙に添付



政務活動費支払伝票

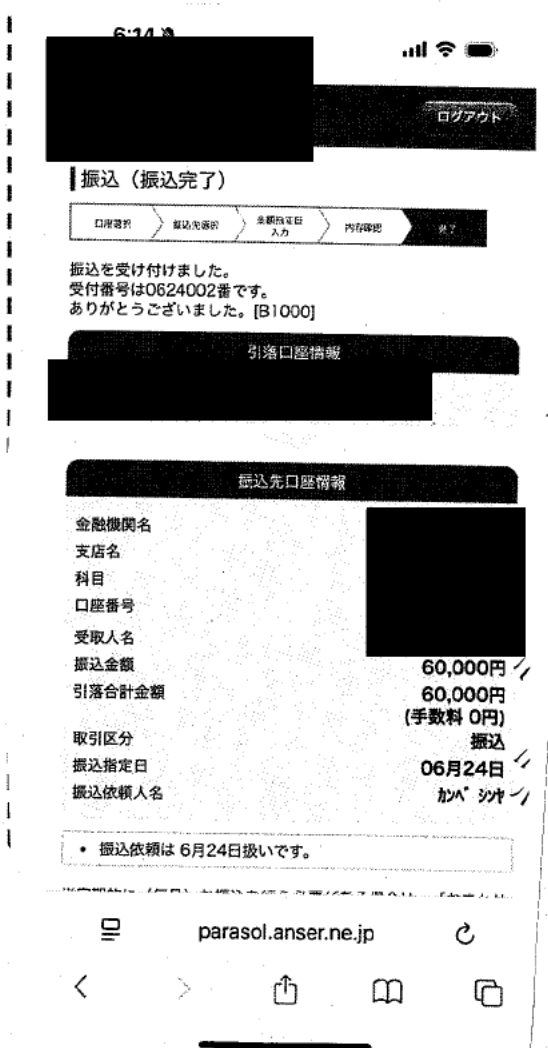
使途項目	事務所費 ✓	支出日	R7. 6. 24 ✓
------	--------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	60,000 ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000 ✓	円

【支払概要】

事務所家賃 (7月分) ✓
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄 別紙に添付



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.7.23
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 (8月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

ログアウト

振込 (振込完了)

口座選択 → 振込先選択 → 金額指定等入力 → 内容確認 → 完了

振込を受け付けました。
 受付番号は0723002番です。
 ありがとうございました。[B1000]

引落口座情報

振込先口座情報

金融機関名
 支店名
 科目
 口座番号
 受取人名
 振込金額 60,000円
 引落合計金額 60,000円 (手数料 0円)
 取引区分 振込
 振込指定日 07月23日
 振込依頼人名 カバ シン

• 振込依頼は 7月23日扱いです。

※定期的に (毎月) お振込を行う必要がある場合は、「おまかせ振込に登録」ボタンから登録しておく、次回以降は操作不要でお振込を行うことができます。

おまかせ振込に登録
 parasol.anser.ne.jp

政務活動費支払伝票

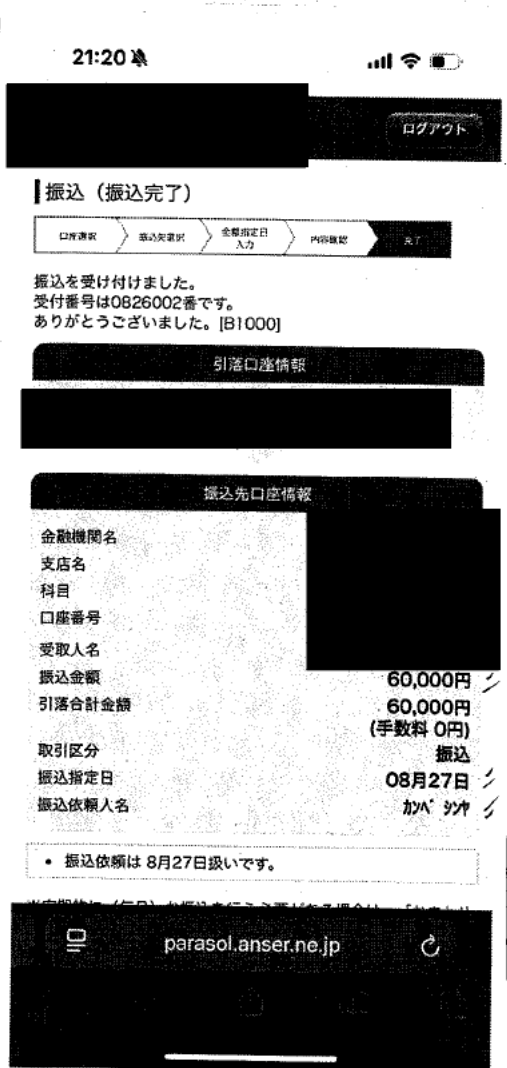
使途項目	事務所費	支出日	R7.8.27
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 (9月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄 別紙に添付



政務活動費支払伝票

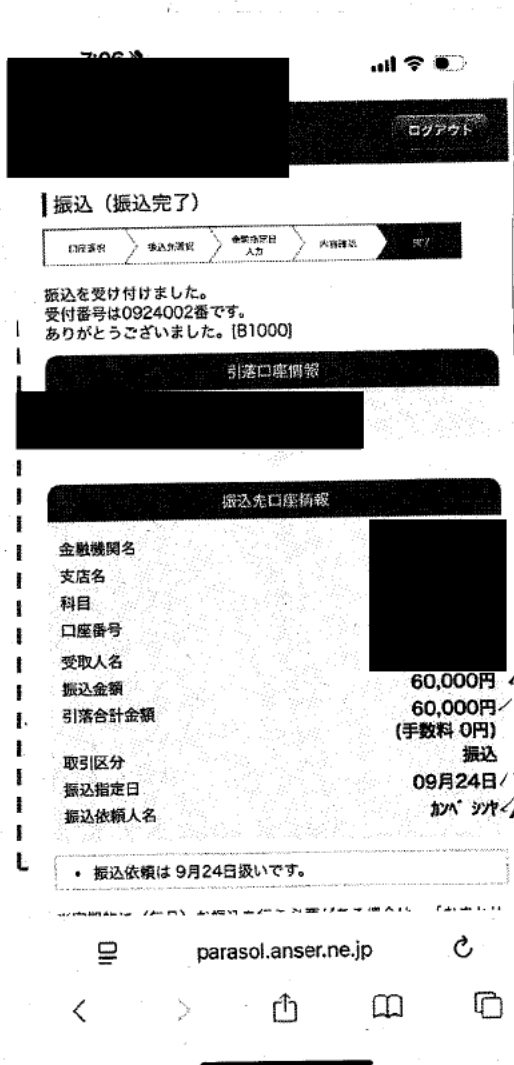
使途項目	事務所費	支出日	R7.9.24
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 (10月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.11.10
------	------	-----	----------

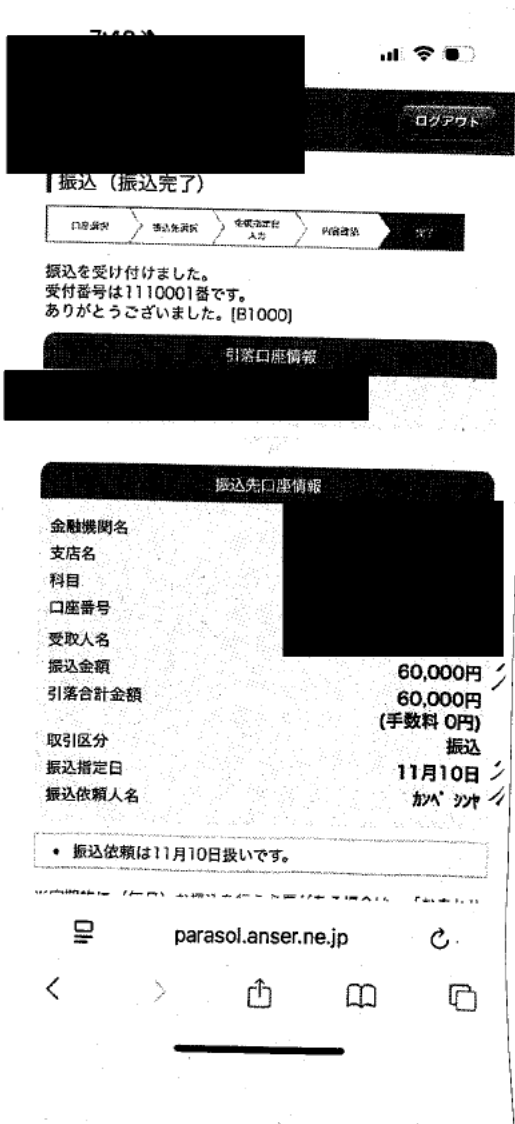
支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃（11月分）
 契約書の写しのおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄

別紙に添付



政務活動費支払伝票

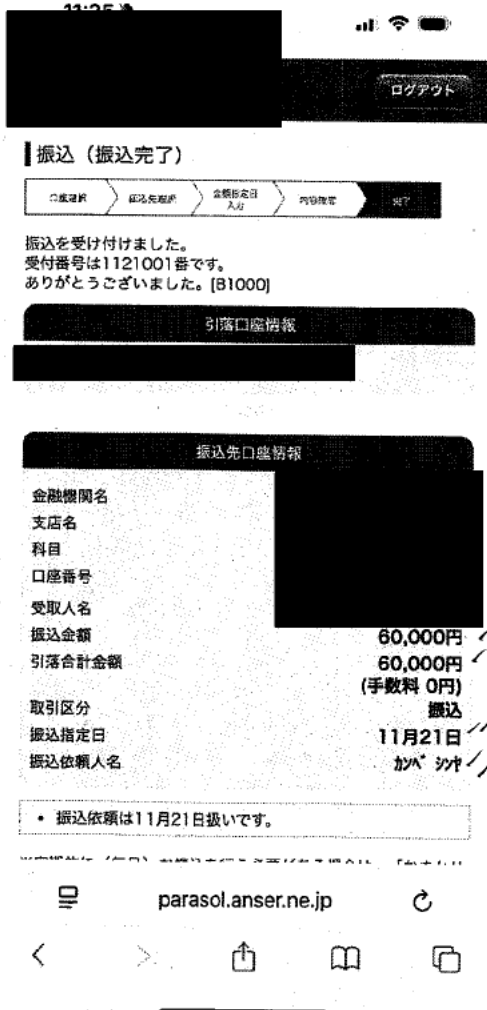
使途項目	事務所費	支出日	R7. 11. 21
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃 (12月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7. 12. 24
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】

事務所家賃（1月分）
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込（振込完了）

振込を受け付けました。
 受付番号は1223002番です。
 ありがとうございました。[B1000]

引落口座情報

振込先口座情報

金融機関名	
支店名	
科目	
口座番号	
受取人名	
振込金額	60,000円
引落合計金額	60,000円 (手数料 0円)
取引区分	振込
振込指定日	12月24日
振込依頼人名	カンパニー

・ 振込依頼は12月24日扱いです。

※定期的に（毎月）お振込を行う必要がある場合は、「おまかせ振込に登録」ボタンから登録しておく、次回以降は操作不要でお振込を行うことができます。

parasol.anser.ne.jp

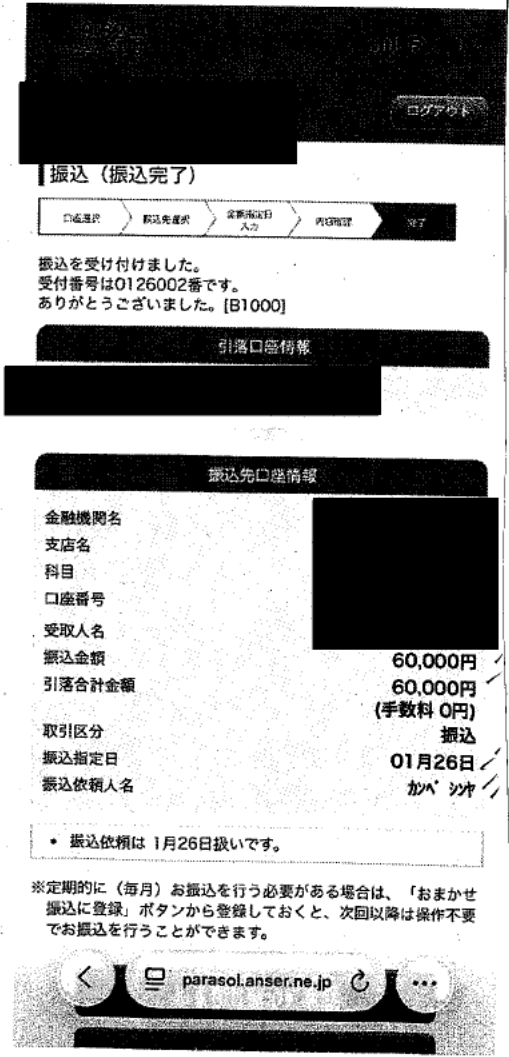
政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8.1.26
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	25,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 (2月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄 別紙に添付



政務活動費支払伝票

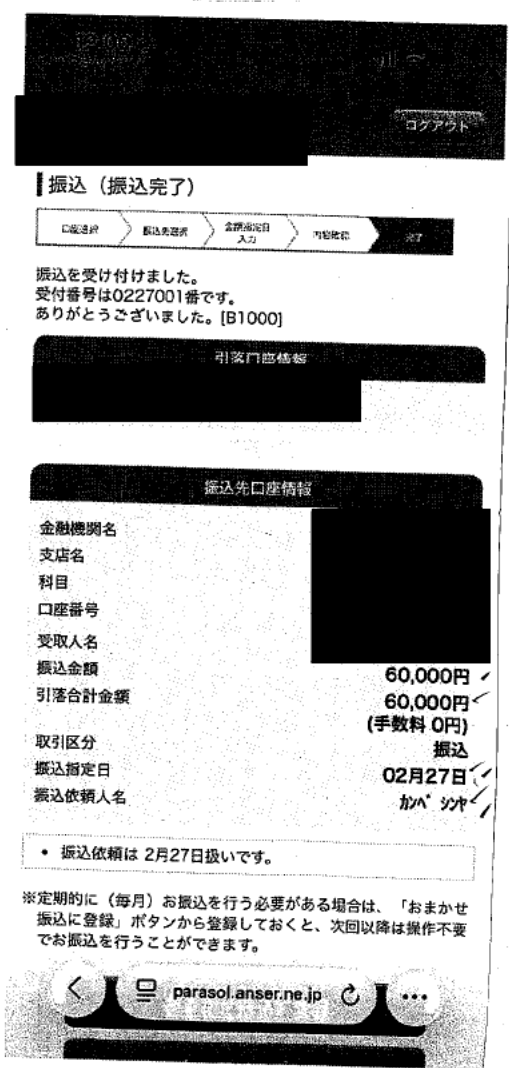
使途項目	事務所費	支出日	R8. 2. 27
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	3,157	円

【支払概要】

事務所家賃 (3月分)
 契約書の写しのとおり
 ※契約期間を協議のうえ更新している。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------



事業用建物賃貸借契約書

【社団法人岩手県宅地建物取引業協会制定】

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 神部伸也 (以下「乙」という。) と連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という。) は、この契約書により下記Iに表示する賃貸借物件 (以下「この物件」という。) に関する事業用建物賃貸借契約 (以下「この契約」という。) を重要事項説明書を確認のうえ締結した。

I 物件の表示

名称		室番号	階	号室
所在地	岩手県盛岡市みどり三丁目13-28			
種類	貸事務所 一戸建・長屋建・マンション			
構造	木造 鉄骨造・RC造・SRC造/瓦・カラーベスト・陸屋根・その他(トタン) 2階建			
使用面積	40.09 m ²	付属施設面積	— m ²	
備考				

II 業種及び使用目的

業種	議員事務所	使用目的	事務所
----	-------	------	-----

III 契約期間

平成 20 年 / 月 28 日から 平成 22 年 / 月 27 日まで 2 年 0 か月間

IV 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	[REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	

V 賃借人及び緊急時の連絡先

賃借人氏名	神部伸也
緊急時の連絡先	[REDACTED]

VI 賃料・その他授受される金銭 (金額は消費税込みの金額です。)

賃料	月額 60,000 円	敷金	120,000 円 (月額賃料の 2 か月相当額)
共益費	月額 — 円		

VII 支払期限及び方法

(当月分・ <u>翌月分</u>) を毎月 <u>未</u> 日までに (<u>振込</u> 持参) して支払う	
振込先	[REDACTED]
持参	

この契約の成立を証するために、この契約書 3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印して、各自1通を所持する。

平成20年 / 月 25日

賃貸人(甲) 住 所

氏 名

賃借人(乙) 住 所

氏 名

神部伸也

連帯保証人(丙) 住 所

氏 名

媒介業者

免許証番号 建設大臣 (岩手県知事) (8) 第 1047 号

事務所所在地 岩手県盛岡市青山三丁目8-1

商号又は名称 親武ヶ原開拓農業協同組合

代表者氏名 代表理事組合長 一ノ渡 宏明

取引主任者氏名 登録号 (岩手) 第845号



媒介業者

免許証番号 建設大臣・岩手県知事 () 第

事務所所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

取引主任者氏名 登録号 () 第 号

印

(使用目的)

第1条 乙は、この物件をⅡに記載の業種及び使用目的にのみ使用する。

(契約期間)

第2条 契約期間は、Ⅲに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議のうえ、この契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、Ⅵ・Ⅶの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込費用は乙の負担とする。

2 1か月に満たない期間の賃料は日割り計算とし、1か月を30日として計算するものとする。

3 この契約の賃料が物価、公租公課、地価の変動等により、又は近隣の賃料に比較して不相当となったときは、甲、乙協議のうえこれを改定することができる。

(共益費等)

第4条 乙は、Ⅵ・Ⅶの記載に従い、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費等を甲に支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の共益費等は日割り計算とし、1か月を30日として計算するものとする。

3 この契約の共益費等が、維持管理費の増減により不相当となったときは、甲、乙協議のうえこれを改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、この物件にかかる公租公課を負担しなければならない。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備にかかる使用料金を負担しなければならない。

(敷金)

第6条 乙は、この契約から生じる債務の担保として、Ⅵに記載する敷金を甲に預託する。ただし、この敷金には利息を付けない。

2 乙は、この物件を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって甲に対する賃料、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。

3 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

4 甲及び乙は、この契約の月額賃料が増減された場合、Ⅵに記載する月数相当分の新月額賃料と旧月額賃料の差額を、返金又は補填しなければならない。

5 甲は、この物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で、乙に返さなければならない。ただし、甲は、この物件の明け渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他のこの契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

6 敷金から乙が負担すべき修繕費用、未納賃料、損害延滞金、損害賠償金、その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を納付しなければならない。

(禁止される行為)

第7条 乙は、この物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 排水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。

三 動物を飼育すること。

四 階段・廊下等共用部分へ物品を設置すること。

五 その他近隣に迷惑をかける行為をすること。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 この契約による権利を譲渡、転貸すること。

- 二 この物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え、又はこの物件の敷地内において工作物を設置すること。
- 三 この物件をⅡの使用目的以外の用途に供すること。
- 四 階段、廊下等共用部分への看板等の広告物を掲示すること。

(賃借人の管理義務)

第8条 乙は、この物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特にこの物件の火災発生防止に留意しなければならない。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲がこの物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、営業開始にあたって、税務、風俗、飲食等の各業法に基づいた届け出をなし、許可を得た合法的な営業を行う。
- 5 契約締結と同時に甲は、乙にこの物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けなければならない。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 6 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第9条 この物件の専用部分の修繕に要する費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 この物件の建物本体及び共用部分の修繕に要する費用は、甲の負担とする。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

この物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたとき、乙はこれを賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときはこの契約を解除することができる。

乙が賃料又は共益費の支払いを2か月分以上怠ったとき。

乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

甲は、乙が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反によりこの契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、この契約を解除することができる。

乙が監督官庁より営業の取消等の処分を受けたとき。

乙が債務者として差押え、強制執行、競売等の処分を受け、又は破産その他信用不安にかかる法的手続きがなされたとき。

第7条のいずれかの規定に違反したとき。

入居申込書の記載事項に重大な虚偽があったことが判明したとき。

その他乙がこの契約の各条項に違反したとき。

(解約予告)

第11条 甲が、正当な事由により、この契約期間内に解約を申し入れたときは、6か月後にこの契約が終了し、乙は甲にこの物件を明け渡すものとする。

乙が、この契約を解約しようとするときは、明け渡し期日の3か月前までにその旨を甲に書面で通知しなければならない。

乙が、前項の解約予告をしなかったときは、甲に対してその予告遅滞の日数分賃料相当額違約金を支払うことにより、即時この契約を解約することができる。

(契約の消滅)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は当然に消滅する。

- 一 天災、地変、火災等により、この物件が通常の用に供することができなくなったとき。
- 二 都市計画等により、この物件が収用又は使用を制限され、この契約を継続することができなくなったとき。

(明け渡し)

第13条 乙は、第10条の規定に基づきこの契約が解除された場合にあつては、直ちにこの物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、明け渡しの際、貸与を受けたこの物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部）を甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、税務、風俗、飲食等の廃業届出をしなければならない。
- 4 乙は、明け渡しの際、この物件内の物品一切を搬出し、乙の設置した内装造作諸設備を撤去し、原状に修復しなければならない。
- 5 乙がこの物件の返還を遅延した場合には、遅延期間に応じこの物件の直近賃料の2倍に相当する額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(明け渡し時の修繕)

第14条 この物件の明け渡し時において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に関する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項に基づいて乙が負担する修繕の内容及び方法について協議する。

(立ち入り)

第15条 甲又は甲の指定する者は、この物件の防火、構造の保全、その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、この物件内に立ち入り点検をし、必要な措置を講ずることができる。

- 2 甲又は甲の指定する者は、火災、その他緊急の必要がある場合は、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、この物件に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。この場合において、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(賃貸人の通知義務)

第16条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 IVに記載した管理人の変更。

(賃借人の通知義務)

第17条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 1か月以上の休業。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(賃借人の長期不在)

第18条 甲は、乙が甲に通知なくこの物件を1か月以上休業（無人）にした場合、丙に対し、契約解除の意思表示をすることができる。

- 2 前項の場合、甲は、この物件内に残置された乙所有の物品等がある場合、丙に、乙の残置物を引き取らせることができる。

(遅延損害金)

第19条 乙は、この契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅延したときは、年 06.5 %の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第20条 丙は、この契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責めを負う。

で
物
と
散
目
書
を
こ
定

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等その資格要件を欠くに至ったときには、遅滞なく、甲の認める他の連帯保証人を立てなければならない。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約につき、万一訴訟等が生じたときは、この物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることについて、甲、乙及び丙は合意した。

(権利義務の遵守)

第23条 甲、乙及び丙は、信義誠実の原則にのっとり、この契約を遵守し、この契約書に定めない事項については不動産取引の関係法令及び慣習に従い協議のうえ解決するものとする。

(特約条項)

第24条 特約条項については、下記に記載するとおりとする。

明け渡しの際は、当月分の賃料は15日を境として以前のときは半月分以後のときは1ヵ月分とする。

明け渡しの際は、ルームクリーニング代を負担して頂き、入居時の原状に回復して明け渡すものとする。

鍵: シヤツ - x2 正面扉 x2 側扉 x2

